

令和3年第2回（6月）定例町議会

（第3日 6月3日）

令和3年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月3日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 令和2年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 議案第 2 1号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 2 2号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 2 3号 西伊豆町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 2 4号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 2 5号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 請願第 1号 小中一貫校及び認定こども園の建設に関する請願について
- 日程第 9 選挙第 7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	渡邊 貴 浩 君
健康福祉課長	平野 秀 子 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防災課長	佐野 浩 正 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 事務局 長	真野 隆 弘 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷 きよみ	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎説明の訂正

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 答弁の訂正をさせていただければと思います。昨日の
芹澤議員の一般質問の中で、盛り土をしない校舎、体育館、建設予定地に建設予定地は開発
区域となるのかという質問に対して、答弁のほうは、盛り土をしない校舎、体育館、建築
予定地は開発区域となるのかという質問についてですが、校舎及び体育館の部分は、30セン
チから 80センチ程度の盛り土をする計画でしたので、一連の行為ですから開発区域に含ま
ないという答弁をさせていただきましたが、実際には含みますので、そちらのほうを訂正を
お願いしたいと思います。

以上です。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（山田厚司君）

日程第1、報告第1号 令和2年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい
てを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） 報告第1号 令和2年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条同項の規定により報告する。

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より報告を申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和2年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちらにつきましては、3月定例議会において承認をされました11事業の財源内訳を示すもので、一番下の合計額でございますが、前年度繰越額が、3億2,198万9,000円。

既収入特定財源1億1,336万3,000円で、内訳としまして、サンセットコイン事業は令和2年度で扱ったサンセットコインの中で有効期限のない個人チャージ分とマイナポイント分、また、有効期限が令和3年度の途中まで残る可能性のある健幸マイレージ分とツッテ西伊豆分となります。

営業継続支援金事業（商工会・観光協会事業）は地方創生臨時交付金、ふるさと納税特産品返礼事業は、ふるさとの納税となります。国県支出金は5,515万7,000円で県単向山急傾斜地崩壊対策事業、橋梁長寿命化対策事業、ハザードマップ策定事業、（普）浜川災害復旧事業に対する、国及び県からの補助金、その他の18万5,000円は受益者負担金、一般財源は1億2,738万4,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（山田厚司君） 報告が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ただいま説明のありました6款商工費のうち健幸マイレージ分は、い

くらいになっているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。健幸マイレージ分ですけれども、付与した額が33万9,000円で、そのうち利用されたポイントが、金額が26万9,000円。残りの7万円を繰り越す予定でございます。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次に7款、8款における国県支出金があるわけですが、この5,515万7,000円は確実に入ってくる金額とみてよろしいですか。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 土木関係の国県補助金は県のほうに相談しまして、繰り越しを確認しておりますので歳入はそのまま入っていきます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 8款の防災関係の消防費でございますが、こちらも繰越を承認されて、予定通り入ってくる予定でございます。

○議長（山田厚司君） ほか、よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 総務費ですね、最初のところの総務管理費の2つですか、国道136号線法面崩壊に伴う光ケーブル移設業務とその下の、光業務っていうのがあるんですけど、これがなぜ繰越になったのか。それでまた繰越に伴う影響とかはなかったのか、そのへんはどうなんですか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） まず最初の国道136号線の法面崩壊に伴う光ケーブルの移設業務でございますが、これは令和2年の4月11日に発生した国道136号の堂ヶ島地帯の法面崩壊に伴う、県が実施してます法面对策工事の支障となる地域公共ネットワークケーブルを、一度これ架空を飛んでいるのを一度外しまして、そしてその面を切って、また据えるような格好になっていますので、けっこう工事の期間がかかります。工事自体は5月28日に完了をしております。

次の地域公共ネットワークの光ケーブルの堂ヶ島地区の東電柱の移設依頼の業務でございますけれども、これはこの箇所が国立公園と文化財の保護の地域になっていまして、現在許認

可を申請中の段階でございますが、東電のほうが老朽化した柱を移設するというので、立替えを行いました。当初この柱にうちのほうの地域公共ネットワークの光ケーブルの地下埋設から上がってくる柱が東電の柱と一緒にというか保護するようなかっこうで立っていたんですけど、東電が少し柱を別のほうにというか、動かした位置に自分たちで立てましたもので、今度うちのほうの光ケーブルのほうを保護するものがなくなってきましたもので、町のほうから光ケーブルを保護するために、また東電の柱の移設をお願いして、工期が延びているのと、先ほど言いました国立公園と、あとは文化財の関係で、まだ申請の許可が下りてこないというのがありまして、現在に至っている状況でございます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 特に光ケーブルの関係で影響はございません。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第2、議案第21号、西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第21号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険条例（平成17年西伊豆町条例第107号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長に説明をしていただくところですが、現在新型コロナウイルスワクチン接種の対応で健康福祉課長が多忙を極めておりますので、本議会におきまして

は、ワクチン接種関係につきましては、担当課長から説明、答弁をさせますが、他の案件につきましては、前健康福祉課長の総務課長が説明、答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第21号について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、今までは新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則において、新型インフルエンザ等とみなして法律等の規定を適用するようになっていましたが、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、同法および特措法の規定を直接適用できることになったことから、現行の特措法の附則におけるみなし適用を削除し、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を追加したいものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の下線部（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を、改正案のほうでは、（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。以下同じ。）に改めたいものでございます。

1 ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の西伊豆町国民健康保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用いたします。

以上で説明おわります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はこのベータウイルスとかなんとかよくわからないんですけど、このところのカッコの中に令和2年1月、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）となっているんですね。とす

ると、このインド株とか、イギリス株とかいろいろありますよね、そういうのも対象になるということでしょうか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） これにつきましては、言い方がこれが適切かどうかわかりませんが、発症元と言いますか、一番最初にスタートしたのが、この令和2年の1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新に報告されたものに限るで、変異株等については、ここからいろいろ変わってドイツ型とか、イギリス型とかできていますもので、まずはこの中国から発症したということで、こういうふうに謳っていると思されます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ちょっと説明がよく呑み込めないんだけど、対象になるのかならないのか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 対象になります。

○議長（山田厚司君） ほかに、ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第21号 西伊豆町 国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成する諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第3、議案第22号、西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第22号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町介護保険条例（平成17年西伊豆町条例第108号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第22号についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少しており、減少割合や合計所得金額等が、一定の条件に該当する方の保険料減免についての対象となる納期限の期間が延長になったこと及び議案第21号と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義部分を改正する必要があるために行いたいものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正案の附則第5項第1号で、対象となる納期限の期日を令和4年3月31日まで1年間延長とし、議案第21号と同様に新型コロナウイルス感染症の定義部分について現行の下線部、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）を改正案では、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス

(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下と同じ。)に改めたいものでございます。

また、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を主たる生計維持者とし、3ページの第2号のイにおいては、主たる生計維持者の所得指標として用いる合計所得金額について、平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた合計所得金額とすることを加えております。

1ページにお戻りください。

附則としまして、(施行期日)この条例は、交付の日から施行し、改正後の西伊豆町介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用します。

2つ目としまして、経過措置で令和2年以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第5項の規定の適用については、平成30年度税制改正に伴う所得指標、改正前の算定方法によるということでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長(山田厚司君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番(堤和夫君) 1ページの附則の2なんですけど、経過措置、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に関わる改正後の附則第5項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令「令和2年政令第381号」第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。とこうあるわけなんですけど、読んで全然何が何だかわからないんですけども、簡単に平たく言うとういうことでしょうか。

○議長(山田厚司君) 総務課長。

○総務課長(白石洋巳君) 本当にこれ読んでわからないようなので、さっき私説明しましたけども、経過措置としまして、今、堤議員がいろいろ説明してくれましたけど、これが平成30年度の税制改正に伴う部分が、今言った健康保険法どうのこうのという部分です。その令和2年度以前の年度分の保険料につきましては、この所得改正が行われる前の改正前の算定方法によって行われるということを謳っています。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 3ページが一番下のイの主たる生計維持者の合計所得金額の説明がありました。これにつきましては、平成30年度の所得改正があったということですが、もう少し説明がよくわからないのもので、補足があったら教えてください。

○議長（山田厚司君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） 堤議員の質問ですけれども、いわゆるこの判定の基準で、ここに400万円以下であることという1つの規準がございます。この400万円以下という判定をするにあたりまして、所得を参照するわけですね。この所得が、先ほど総務課長の説明にあった附則のところ、その令和2年度以前とそれから以後、これを分けるという規定になっておりますけれども、これを加えないことで、同じ収入額でも令和2年と3年で所得が変わってしまうんです。全く同じ収入であっても所得が変わる。これはいわゆる地方税法の改正によりまして、10万円の金額がそこで差が生まれてしまいます。その差を生まないために、同じ基準にするために今回わざわざこうして、条例の中で規定を設けたということがございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第22号 西伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司厚君） 挙手全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第4、議案第23号 西伊豆町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第23号 西伊豆町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第23号についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。西伊豆町行政不服審査会条例の一部を改正する条例。

今回の改正理由は、審査会委員の罰則規定については、地方公共団体が任意に判断することとなっていますが、条例制定当時、平成28年3月は、罰則規定設置について十分に協議する時間がなかったため、罰則規定を設けず本条例を制定しました。しかし、近隣市町の状況を確認したところ、罰則規定が設けられていることが判明したため、当町においても罰則規定を加えたいものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。改正案のほうをご覧ください。

（罰則）として、第8条として、第3条第3項の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。を加えたいものでございます。この第3条第3項の規定とは、委員は職務上知りえた秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も同

様とするというものでございます。1 ページにお戻りください。附則として、この条例は令和3年7月1日から施行します。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） この50万円以下の罰金に処するという事なんですけど、ちょっとなんかきついんじゃないかなと思うんですけど、なぜ過料にしないで罰金にしたのか。そのへんがわかれば教えて下さい。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 一点は、先ほど私言いました賀茂管内の市町、松崎以外なんですけど、そこが今回うちが制定しようとしています1年以下の懲役、または50万円以下の罰金という恰好になっております。過料というのは1,000円以上1万円未満の金額を支払うのが過料という恰好で言っているみたいです。罰金は1万円以上という恰好になっておりますので、今回50万という金額にしてありますので、罰金という言い方をさせてもらっております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 平成28年に条例作った、この条例をなぜ今5年経って見直すことになったのか。近隣市町の状況といいましたけど、何かこの条例を適応しなければいけないような事情があったのかどうか、そのへんをお聞かせください。お願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今までこの行政不服審査委員会を開いた案件はありません。各市町の条例担当が集まる機会がありまして、この行政不服審査会条例についての意見交換というか、話をしたところ、各市町とも罰金を載せているというのがわかりまして、じゃあうちも追加したほうがいいんじゃないかなろうかということで、今回追加することになったんですけど、なぜ5年経った今というのがちょっとあれなんですけど、そんな感じでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山勇君） 関連しまして、第3条第3項の規定に違反するというのは先ほど若干説明がありましたけども、具体的にどういうことなのか、もう少し簡単に説明していただけないでしょうか。今まで事例がなかったということなんですけども、当局としてどういうことを想定して、この罰金を入れるようになったのか。今説明ありましたけど、もう一度説明をお願いします。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） この行政不服審査会制度の委員というのは、案件があった時に、初めて審査会委員を指名して、そうして諮問答申を行います。その案件が終了したら、その委員は一度解散ということになってきます。今まで想定している案件としますと、例えば町なんかで介護保険の審査会とかあるんですけども。申請しました。自分は介護5となるようなつもりで出したんですけども、介護の1でしたというふうな結果が出ました。そうした場合、その判定には不服がありますということで、ここの審査庁というのは総務課になってきますけども、申請人から総務課のほうへと申し立てが上がってきます。それからいろいろ審議を行いますして、申請人からの意見とか、当該担当課からの意見を聞きまして。審査庁へとそれを挙げて、そしてその第3者が集まって、審議会等を開催するような格好になってくるような委員会です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第23号 西伊豆行政不服審査会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第5、議案第24号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第24号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,999万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,664万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第24号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容ですが、歳入につきましては、地方創生推進交付金等の国庫補助金及び、充当事業の増に伴い、ふるさと応援基金繰入金が増額、財源調整として財政調整基金繰

入金を増額したいものでございます。

歳出につきましては、まち・ひと・しごと創生事業の中に、循環型社会構築事業委託の新たな事業の計上、コロナ関連の緊急事業継続支援金等の計上、文教施設整備に伴う調査設計業務等の委託料を計上したいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読します。

12款分担金及び負担金、13万6,000円、2,051万4,000円。2項負担金、13万6,000円、933万5,000円。

14款国庫支出金、5,816万9,000円、4億8,778万4,000円。2項国庫補助金、5,816万9,000円、2億7,645万9,000円。

15款県支出金、150万円、2億5,428万6,000円。2項県補助金、150万円、9,745万円。

18款繰入金、1項繰入金ともに、3億7,377万1,000円、17億9,990万円。

20款諸収入、642万1,000円、1億5,400万4,000円。5項雑入、642万1,000円、1億4,557万1,000円。

歳入合計に4億3,999万7,000円を追加し、72億9,664万9,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。

歳出です。款、項、補正額、計の順に朗読します。

2款総務費、1億716万5,000円、8億6,946万9,000円。1項総務管理費、1億707万7,000円、6億9,112万1,000円。4項選挙費、8万8,000円、3,105万8,000円。

3款民生費、861万1,000円、9億9,965万8,000円。1項社会福祉費、443万9,000円、6億1,416万3,000円。3項児童福祉費、417万2,000円、7,629万8,000円。

4款衛生費、1,254万2,000円、6億6,022万3,000円。1項保健衛生費1,074万円、2億2,428万1,000円。3項清掃費、180万2,000円、3億9,639万4,000円。

5款農林水産業費、156万6,000円、2億3,273万4,000円。1項農業費、150万円、4,425万6,000円。2項林業費、6万6,000円、9,594万5,000円。

6款商工費、1項商工費ともに2億5,100万円、13億3,252万5,000円。

7款土木費、8万円、2億780万7,000円。3項河川費、8万円、1,029万2,000円。

8款消防費、1項消防費共に299万3,000円、3億9,659万9,000円。

9款教育費、5,604万円、7億3,483万5,000円。1項教育総務費、5,593万円、3億2,952万5,000円。5項社会教育費、11万円、4,674万4,000円。

歳出合計に4億3,999万7,000円を追加し、72億9,664万9,000円としたいものでございます。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正(第3号)事項、期間、限度額の順で朗読いたします。

事項、西伊豆町立西伊豆小中一貫校(仮称)及び屋内運動場設計業務委託料

期間、令和3年度から令和4年度まで

限度額、1億8,000万円の範囲内で、令和3年度予算計上額4,000万円を超える金額については、令和4年度以降において支払うことを定めたものでございます。

5ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入ですが、これにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳についてはご覧のとおりでございます。

6ページをお願いします。

2歳入、主なもののみ説明いたします。

まず、14款2項の国庫補助金関係になりますが、1目1節総務管理費補助金の5,180万8,000円は地方創生推進交付金として大きく分けますと、産業振興拠点プロモーション事業、循環型社会構築事業に対する補助金となり、補助率は事業費の2分の1となります。

2目3節児童福祉費補助金、417万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、住民税非課税の子育て世帯を対象に、児童1人あたり一律5万円を支給するもので、全額国庫補助となります。

3目4節感染症予防費国庫補助金、218万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、全額国庫補助となります。

15款2項4目1節農業費補助金、150万円、担い手育成総合対策事業費補助金として、45歳未満の青年等就農計画の認定を受けた農業者に対し資金を交付する事業です。

18款1項1目1節財政調整基金繰入金、2億8,645万2,000円、不足する財源については財政調整基金から繰り入れます。

5目1節ふるさと応援基金繰入金、8,731万9,000円、充当事業の増額によるためです。

7ページをお願いします。

20款5項2目1節、消防団員報奨金等基金、259万3,000円、当初予算編成時に8名で見込んでいた退団者が17名退団したことにより、消防基金からの収入が増額したことによるもの

でございます。

8ページをお願いします。

3歳出です。主なもののみ説明いたします。

まず2款1項6目18節、231万9,000円のうち、地域交通キャッシュレス決済導入支援補助金、229万8,000円。地域公共交通の維持を目的に東海バスの利用率増加を図るため、路線バスにキャッシュレス決済サービスを導入するもので、松崎営業所所属車両24台の導入費用の一部を西伊豆町と松崎町で補助するものでございます。

16目12節、9,861万7,000円のうち、広域連携シティプロモーション事業委託500万円を減額し、18節で同事業を負担金として500万円計上していますが、加盟18市町村すべて負担金で統一することになったため、委託料を全額減額し、負担金で同額を計上するものでございます。

(商工) 産業振興拠点プロモーション事業委託(交付金事業)600万円。地方創生推進交付金を活用した3か年事業の2年目で、昨年度実施したツッテ西伊豆が好調であったことを受けて増額申請した事業が認められたことによる、ツッテ西伊豆関連の増額補正となります。

(産建) 循環型社会構築事業委託、9,761万7,000円。本事業は地方創生推進交付金を活用した行政や一次産業の各分野において、地域おこしに実績のある外部民間事業者又地域内各産業分野事業者等、地域内外のステークホルダーが有機的に連携し、地域資源の循環型産業活性化と担い手となる人材の育成を促進しながら、地域が一体となって第1次産業に付加価値を付け、総合的に発展させることができる事業スキームの構築を目指すもので、今年度については、3か年のうち初年度であるため、調査や実証実験、検証等が中心となります。

9ページをお願いします。

3款1項8目12節、443万9,000円、介護予防ケアマネジメント業務、222万3,000円。居宅介護予防支援計画作成業務、221万6,000円。先日の議会運営委員会において、今年度から包括支援センターが直営となったことに関連し、補正予算を計上したく説明したところでございますが、給付費の流れ等がよくわからないため、改めて資料により本会議で説明してほしいとの意見がありましたので説明をさせていただきます。

お手元に配布しました議案第24号の資料をご覧ください。

本来、事業対象者及び支援1,2のサービス利用に伴う計画作成は地域包括支援センターが行いますが、一部居宅介護支援事業者への委託もできるようになっております。今回の補正予算については、当初予算計上後に、給付費の流れを再確認したところ、誤りに気付いたため、歳入において382万8,000円、歳出において443万9,000円の補正を計上したいものでござ

ございます。●の介護予防ケアマネジメント事業費及び介護予防支援計画給付費の流れをご覧ください。

令和2年度以前、昨年度までは社協に委託をしておりました。介護特会から、介護予防サービス計画給付費等として国保連合会に支払い、国保連合会が仕分けをして、包括支援センター分と包括から業務委託を受けた居宅介護事業者分として給付費が支払われていました。令和3年度、今年度は町直営となり、給付費の流れが一分変更となりました。介護特会から国保連合会への支払いは同じですが、国保連合会から包括に関連する給付費は介護予防事業収入として支払われます。①の部分でございます。包括支援センターが直接行っている計画作成に係る部分と、居宅介護支援事業所に委託している計画作成に伴う事務費等の包括の収入とし、委託に係る給付費、居宅介護支援事業所への支払い分を国保連合会に支払います。②の部分です。国保連合会は、その入ってきたお金を仕分けしまして、各受託している事業所別に支払う流れとなってきます。説明については以上です。

次に3款3項2目18節、350万円、子育て世帯生活支援特別給付金ですが、新型コロナウイルス感染症による影響で長期化する中で、住民税非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給する事業でございます。

10ページをお願いします。

4款1項6目12節、627万円、健康管理システム改修業務ですが、マイナンバーによる情報連携の関係で、中間サーバーにがん検診情報を登録するためのシステム改修となります。4款3項1目18節、180万2,000円、広域ごみ処理方式検討用資料作成負担金ですが、南伊豆地域広域ごみ処理施設整備事業に係る負担金として、関係する1市3町で全体事業費を均等割20パーセント、人口割80パーセントで負担するものでございます。

5款1項3目18節、150万円、担い手育成総合対策事業費補助金ですが、45歳未満の青年等就農計画の認定を受けた新規就農者に対し資金を交付する事業となり、対象者1名分です。

11ページをお願いします。

6款1項2目18節、1億9,000万円のうち、緊急事業継続支援金、1億8,000万円、大都市の緊急事態宣言の延長を受け、経営が逼迫している観光関係事業者に対し、支給条件にあてはまる場合、1,000万円を上限として支給するものでございます。新型コロナ感染防止認証制度交付金、1,000万円、飲食、宿泊業者の中で、県の制度で認証を受けた全事業所に対し、補助金を交付するものでございます。3目18節、4,000万円、観光誘客事業交付金ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊している観光業者等に対し、さまざまな支援を行

うためのものですが、内容や時期については、緊急事態宣言などの状況を確認し、支援事業を実施する予定でございます。4目12節、100万円、ライフセーバー委託ですが7月の祝日に変更となること、ここ数年と同様に残暑により8月後半の入込客数が多くなると想定されるため、9日間の延長をしたいものでございます。7目7節2,000万円、サンセットコイン利用料（付加補助分）ですが、「バイシズオカ・バイヤマナシ富士山キャンペーン」として、静岡県、山梨県からの来町者に対し、宿泊料金に応じ、サンセットコインポイントを付与し、観光誘客に繋げたいものでございます。

8款1項2目7節259万3,000円、消防団員退職報償金ですが、当初予算編成時に8名で見込んでいた退団者が17名退団したことにより、退職報償金が増額したことによるものでございます。4目21節、40万円、建物等損害補償費ですが、仁科、浜地区及び安良里地区に建設した津波避難タワーの完成後に行った周辺家屋等影響調査業務により、建物や構造物等にクラック等の変状が確認された箇所があったため、建物等の所有者に対し、補償費を支払うものでございます。9名13か所です。

12ページをお願いします。

9款1項2目1節144万9,000円。会計年度任用職員報酬ですが、学校等再編計画については、迅速かつ確実な事務の執行を行うため、学校等再編対する専門的知見を有する会計年度任用職員を雇用したいものでございます。雇用形態は日7時間勤務、週3日、年125日程度を見込んでおります。5目12節、5,400万円のうち、文教施設等整備に係る調査・設計業務、1,400万円は建築物の基礎構造を検討するための地質調査業務委託3本及び土砂災害特別計画区域に指定される予定の背後地の指定を解除するための重力式擁壁設置に伴う詳細設計業務となりなす。同じく文教施設等整備に係る施設設計・管理業務4,000万円は、先ほど4ページの第2表で説明しました債務負担行為補正に関する箇所、小中一貫校と屋内運動場のみの基本設計となります。5項3目11節、11万円、樹木医診断手数料ですが、町指定文化財である宮ヶ原天神社の御神木（すだじい）が病気になっているのではと連絡があり、現場確認したところ、大きな枝が枯れているのが確認されたため、樹木専門医の診断を受けたいものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時32分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

○議長（山田厚司君） これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 11ページの1番下というか、8款消防費1項消防費、非常勤消防ですけど、これが消防団退職が増えたからというので8名の予定が17名になったから、これ、増えているわけですが、ちなみに春の、今年の春の入団した人の数というのはわかりますか。

○議長（山田厚司君） 防災課長。

○防災課長（佐野浩正君） 入団した数は12名になっております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 同じく8消防費の非常備消防費、退職者が8名の予定だったところが17名に増えた理由を教えてください。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初予算を組むのは、だいたい11月から準備をしまして、1月末にはほぼ金額が確定してまいります。それをやるためには消防団のほうには確認は取るんですけども、急な退団者であったりとか、転勤によって団をお辞めになる方も当然出てまいりますので、その時の数字が必ずそこに移行するかというふうに言うと、これは蓋を開けてみなければわからないという部分がございますので、増えたということになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） 11ページお願いします。6款商工費の一番上の上段の18節負担金、補助金及び交付金の中で説明が先ほどありました。緊急事態継続支援金の補正ということで1億

8,000万円を計上していただきました。そんな中で先ほどの説明で全事業所という説明がありました。支援する業種につきましては、町内全域ということで、当然考えていただいているんでしょうけど、宿泊業、観光売店、その他等々あるんですが、納品に対する仕入れ業者というのも、この全事業所の入っているんですが、納品する仕入れ業者というのはどういうものか。ちょっとこれがわからないもので教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 例えばホテルの売店等に納品している業者が対象となります。全協でお示ししたとおり支給条件に当てはまれば、そちらのほうも対象になりますので、今回申請をしていただければというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） これは、今仕入れ業者と言ったんですが、それに納品している所というのは、例えば観光業者とかそういうんですと、町外の人たちも当然納品業者があるんですけど、その人達も対象になるという考え方でいいんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 町外者の事業所については対象にはなりません。

○議長（山田厚司君） 4番、堤豊君。

○4番（堤 豊君） もう1つ質問させてください。給付額について説明をお願いしたいんですが、細かくいろいろ設定していただいて、みんな町民の方々も今回の緊急事業継続支援金についてはみんなもう待ち構えているというか、ほんとにみんなそういう状況でございますから、ほんとに早くこれを上程して、決裁をいただいと考えるんですが、そんな中でございますが、給付額の支給上限を事業所のそれによってなんです、1,000万円という設定をしたんですが、これについて1,000万円というのは、前年度、昨年度の参考にしたと思うんですが、1,000万円という理由というのは、何かあるんでしょうか。それとも前がこうだったからホテル業者とかそういうのを含めてということでもいいんでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 町のほうでは、これまで過去に2回にわたり給付金のほうを支給してまいりました。それらの実績をもとにしまして、例えば支給額ですとか、支給条件のほうを選定しております。条件額1,000万円につきましても、そちらのほうの実績をもとに、おそらく1,000万円を基準としたほうがいだろうと判断のもとに、そちらのほうの額を決定をさせていただいているところでございます。

○議長（山田厚司君） ほかに。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 11ページの商工費、補正1億9,000万円ですね、緊急事業継続支援金なんですけど、これは事業者さんには今これで手厚く面倒みるということなんだけど、事業者さんで働いている従業員の方はこれに恩恵を受けるのかということを見ると、さしたる影響は恩恵は受けないんですね。一般の住民の方に対しても、同じように何らかの対策なり支援が必要じゃないかと思うんですけど、そのへんはどのように考えているんでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 事業所さんにつきましては、当然こういったもので町は支援をしたいというふうに思っております。また、そこで働いている方につきましては、事業所がしっかりと生き残っていただかないと雇用が継続できないということで、事業所さんにこういったことをしていこうというふうに考えております。従業員につきましては、国のほうの雇調金等もございますので、そういったものを使っただいて、しっかりと雇用を守りながら、事業所が払っている固定費の部分について、町のほうでしっかりと対応をして、事業継続をしていただこうというのが今回の目的でございます。

町民一人一人にというようなことを議員おっしゃいますけども、西伊豆町は65歳以上が約半分いらっしゃいます。この方たちが、このコロナの影響によって年金が減ったであるとか、そういったところはないわけでございますので、コロナによる収入の影響はさほどないのかなというふうには考えておりますから、一律に町民にということは当然考えられないわけでございます。

ただそうは言いましても、サンセットコインの5パーセント還元等を行っておりますので、そういったものをご利用いただくことによって、そういった財政的な支援というものは、すでにできているというふうに考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

はい。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページ債務負担行為ですね。債務負担行為で、この3年度が予算計上額4,000万円を超えて、令和4年度がそれ以降、その1億8,000万円の残りを払うということになっているんだけど。これはずいぶん払う、債務負担行為にしては差がついて払うね、金額は差がついているんだけど、これはどうしてでしょうか。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） 令和3年度の支払い予定額を今4,000万円を計上してお

りますが、こちらにつきましては業務内容を精査した中で出来高の割合が全体の1億8,000万円の割合に対して4,000万円ぐらいになるだろうということで、令和3年の予算額は、4,000万円という形で計上させていただきました。残りの部分は令和4年度の支出ということで計上させていただく予定になります。

以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 11ページをお願いいたします。

7番のサンセットコインのところなんですけども、こちらのほうには2,000万円ということで、ここは「バイズオカ・バイヤマナシ」の来た方々への交付の費用だと思いますけども、来ていただくためのPR費用というのは、どこかの科目で出ているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） PR費に関しては特に予算計上はしておりません。今行っているのが、観光協会に委託している事業費の中からPRを行っていただいたりとか、独自のフェイスブックですとか、そういったSNS関係、それからホームページ等により、PRのほうを行っております。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） このコロナ禍で、多くのお客さんが来ていただくことはたいへんなことかもしれませんが、せっかく事業をやるのであれば、この経費が有効に活用できるように、積極的な働きかけもお願いしたいと思います。ぜひよろしくをお願いいたします。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 2款6目企画費地域交通キャッシュレス決済導入費支援補助金なんですけども、西伊豆と松崎で分担してお金を出すということなんですけども、ここに伊豆市が入っていない理由を教えてください。

○議長（山田厚司君） ページは何ページですか。

○1番（松田貴宏君） 8ページです。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 東海バスの営業所がそれぞれ伊豆半島分かれておりますけれども、今回支援しようというのが、松崎営業所管内のバスを保有している所に対して補助をしようということで、今回に関しては、松崎町それから西伊豆町で分担して出しましょうということになったということでございます。

○議長（山田厚司君） 1番。松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） ご存知のとおり、東海バス修善寺まで行っておまして、伊豆市の方々も恩恵をあずかる場所がありますので。ただ、他市町の方、他市町においてもこのような補助金を作っていくという動きはあるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど担当課長が申しあげましたように、あくまでも松崎営業所の所属の車両に関してということで、当然下田にも営業所はございまして、たぶんそちらには南伊豆、下田の支援をいただく。当然、修善寺にも営業所がございまして、そこについては伊豆市のほうから支援がいくと。それですべてがカバーできるということになるかというふうに思っております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑はありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は9ページの包括支援センターのところの話でございしますが、私は今日初めてこちらに参加するので、包括支援センターが直轄になるということがいつ決まったのかということ、私は申し訳ないのですが存じ上げないのですが、先ほど町長が当初予算は11月から1月ぐらいにかけてお作りになるとおっしゃいましたが、包括が直轄になるということによって発生する業務のことについて、ここの今回の補正のところだと私は理解しましたが、1月以前にはこのようなことは決まっていなくて、1月以降に決まったことなんでしょうか。もう少し準備期間があってもいいかなと私は思いましたが、そこをちょっと伺いたいです。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当初予算を組む上で包括が今までとは違う状況になるというのは薄々把握をしておりましたので、一応それ用の予算は組んでおります。ただ、先ほど説明の中にあつたように、少し勘違いしていた部分があったので、そこを今回の補正で盛りさせていただいた。包括が今回町の中に入れなければいけなくなった理由は、今まで包括で働い

ておられた看護師の資格をお持ちの方が、ご家庭の事情でお辞めにならなければいけないということで、社協さんのほうにその資格を持たれた方を雇ってください、募集していただきたいという、いろいろお願いはしていたんですけど、期間には間に合わず、そういった人材を確保することができなかったというようなことから、であるならば、西伊豆町の役場にいらっしゃる保健師さんのその役職を使って、なんとかこの包括の体制を維持したいということで、今役場の下に入れております。聞くところによりますと、今年度中になんとかその保健師さんを確保するこができそうだというようなことも聞いておりますので、来年はもう一度社協のほうに投げる形になって運用をしていこうというようなことで、今進めております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

10番増山勇君。

○10番（増山 勇君） 先程1番議員さんのほうから、質疑がありましたけども、8ページ。

これ具体的にそのキャッシュレス決済導入というのは、具体的にどういうことなのか。カード化するのかね。何をするのかというのは全然言われないうでね、そのへんをお聞きします。それと2点目は、10ページの廃棄物処理費のいよいよ広域ごみ処理方法検討用資料作成負担金と。4市町村で分担されると思うんですけども、どこが受けて、どういうものをやるのかというのをまずお聞きしたいです。

そして3点目は、同じページの農業振興費の150万円の担い手総合対策事業費補助金、先ほど説明では1名というふうに説明があったんですけど、1名だけにこの150万円の補助を出していくのか、その点をお聞きします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 2点目のごみの関係につきましては、今後下田市さんが事務局となって取りまとめを行っていくという形になろうかと思えます。農業の担い手のほうにつきましては、1名。なんで1名かという、該当する方が1名しかいらっしゃらないということでございますので、今後この農業の担い手育成総合対策事業費に該当する方が、町のほうにお声をかけていただいて、それが県の申請が通るのであれば、こういった手続きは進めていきたいというふうに思っております。1点目につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 1点目の地域交通キャッシュレス決済導入支援補助金の内容でございますけども、先ほど総務課長がお話したとおり地域公共交通の維持を目的としま

して、東海バスの利用率の増加を図るために、この路線バスのほうにキャッシュレス決済サービスを導入したいというふうに考えているものでございます。全国どこの公共交通、バス、それから電車等もそうなんですけども、キャッシュレス決済サービス、いわゆるICカードを使った乗車ができるものになっておりますけども、東海バスに関しましては、未だにまだ利用ができていないということになりますので、車両、松崎営業所所属の車両が24台ございますけども、その1台ずつにそれが使えるようなシステムを導入したいというふうに考えておまして、その補助金として、一部を松崎町と西伊豆町で負担するというものでございます。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 要するにそのキャッシュレス決済、今カード化されるというふうに思うんですけどね、全国共通のカードにするのかね、そういった点、具体的に東海バスは何をを考えているのかということをお教えください。そして2点目の広域ごみ処理資料負担金ですけども、負担割合があつて、この負担になっているわけですけども、これずっと計画では、かなり負担金が増えていく様相が見受けられるし、またこの資料を作るのは下田の事務局が作るのか、あるいは業務委託して業者がやるのか。そのへんをお教えください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） ICカードですけど、具体的にはPASMO（パスモ）というICカードを利用する予定でいます。こちらのほうにつきましては、首都圏を始め全国の鉄道、バスで利用できるカードということになっております。

○議長（山田厚司君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 業務につきましては、業者委託ということになっております。業者のほうに今回は基本構想と計画等の委託業務、そして事務局である下田市のほうに事務費のほうの負担をしていただくために、約全体の額の2割ほどの額で180万ということになります。それで今後の状況によっては負担額が増えていくとは思いますが、今現在どのくらいかかるという事はまだ把握をしていない状況であります。

以上です。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） カードなんですけどICカード、皆さんほぼお持ちのものですね、Suica（スイカ）を持っていると思うんですが、そちらについても使用はできるというふうに聞いております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは2点伺います。まず11ページ。8款1項4目の21節、ここで建物等の損害補償費が出ています。先ほど仁科浜、安良里これの津波避難タワーですね、これの建設に伴う影響でという事の説明がありましたけども、具体的にはどのくらいの過程なのか、そしてこの補償費の払い方ですけども、これはある程度の金額を払って工事やってくださいなのか。町がその工事なり何なりをやって、その実額を工事業者に払うのか、このへんの区別ですね。これをお願いします。

それともう1点12ページ、ここに9款教育費の中の2目事務局費の中で、報酬で会計年度任用職員、これの報酬が出ております。先ほどちょっと説明がありましたが、この会計年度任用職員は具体的にどんな仕事をするのか。そしてどういう人材が求められているのか。先ほどの説明からすれば年間の費用がちょっと高いと思いうんですよね。ですからそのへんの説明。それから内容によってはこれ今年度なのか、それともいつまで続くのか、このへんもお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 12ページのほうにつきましては、担当課のほうから答弁をさせます。

11ページ損害賠償の件でございますけど、お宅お宅によって状況が違いまして、若干クラック的なものが入っているというお宅については、当然このぐらいだったらいいよというような方もいらっしゃいました。ただそうは言いましても、町の事業として損害を与えておりますので、できれば直させていただきたいということから、業者さんに見積もりを取っていただきまして、その額を支払うというようなことも取っております。ただ、お宅によっては今やらないけど、もっとひどくなってから後でいっぺんにやるからいいよというような方もいらっしゃっていますので、あくまでも施工費に関してお支払いをするのではなくて、損害が出たであろう金額の見積もりをいただいたものに対してのお支払いはさせていただいたという状況でございます。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） それでは12ページの事務局費の会計年度任用職員の報酬の関係です。それについての質問で、まず業務内容についてということですが、まず1点目は統合の準備委員会の運営管理とか、準備委員会の資料の作成、または園、学校との意見

の集約とか調整、また、建設計画に伴う調整等やっただく予定であります。

2点目の人選につきましては、学校現場に精通しております学校長や、地域の方たちとも意思疎通が図れる方を人選していきたいと思っております。3つ目の期間につきましては、一応予算をいただきましたら、早急に雇用のほうしていきたいと思いますが、とりあえず今年度は3月までの雇用と考えております。引き続き、この小中一貫校の建設を検討していくにあたって、引き続き雇用する可能性もあります。

以上です。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありまか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 10ページ5款農林水産業費につきまして、農業振興費、担い手育成総合対策事業費補助金、対象の方の年齢と、だいたいの地区と、作目について教えてください。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） 年齢については資料がないので、正確な年齢がお答えできません。それで地区、物については、ワサビを考えております。それであとワサビとあと一部ソ菜を考えています。場所的には、大沢里地区のほうでワサビ、仁科、中地区のほうでソ菜ということを考えております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 先ほど仲田議員が質問した介護予防事業なんですけど、9ページの3款1項8目ですね。12節の委託料で説明資料としてこれもらったわけなんですけども、それで町長が先ほど説明したわけなんですけども、看護師さんが採用できるようになったら、またこの元のすっきりした形に戻る。こう考えてよろしいんですか。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そのように仲田議員の質問に答弁しているかと思えます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） そのように答弁したのだったら、私の聞き損じですみませんでした。それでは、10ページの4款1項6目、生活習慣病対策費の12節委託料で627万、健康管理シス

テム改修業務というのがありますけども、これは何でしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 説明させていただきます。こちらに関しましては、先ほど総務課長からお話もありましたが、住民データのほうを副本登録させていただくような形の中で、今回システムのほうを改修するようになります。対象となる事業としましては、各がん検診になっております。胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、またそれにプラスして肝炎、ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯科検診のほうが対象となっております。いわゆる副本登録になるためのデータの取り込みですとか、またそちらのほうの情報連携のためのシステム改修となっております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これは、そのがん検診の結果は、マイナンバーとかそういうものに記録されるのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平野秀子君） 結果というよりは、受診状況となると思います。その方がいつ受診したかということになると思います。マイナンバーに入ります。そのための副本登録になります。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 10ページの5款農林水産業、先ほど隣の松田君からも質問がありましたけども、お1人の方に150万円ということなんですけども、この中身ですね、どういった費用に充てられるのか。また、この補助金自体が、同じ方が連続して翌年度とか活用できるのかどうかという事をお願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これ、県の事業でございまして、詳細につきましては担当課長から答弁をさせますけども、一応3か年いただくことができるというふうに思います。

○議長（山田厚司君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松本正人君） これは営農活動に対する補助になります。ですので、そういったことに使ってもらえるような補助金となります。具体的に細かく営農活動の、例えば機械はダメとかそういうところまで細かい決めはございません。営農活動の従事ということにな

ります。

○議長（山田厚司君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今、質問させていただいたもの、これとは別に地域おこし協力隊というのがあると思います。こちらがやはり3年間で、何か月額15万円とかいうお話を伺っているものですから、この制度よりも例えば地域おこし協力隊で使っていただいたほうが有利なのかなと思ったもので、そのへんの違いがなにかわかりましたら、お願いいたします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野浄晋君） こちらの、今やっているこの150万円のほうは、すでにこちらに来て農業をやらせていらっしゃる方に今該当させていただいております。地域おこし協力隊は、規定がございまして、町民には該当はしません。ですから、首都圏であるとか、そういった所から西伊豆町に移住を目的に地域おこし協力隊で来られた方につきましては、国のお金をいただきながら町で3年間面倒をみさせていただくことは可能なんですけども、今やっている方とか、もうすでに農業をやられている若手の方は、そういった地域おこし協力隊は対象になりませんので、うまくそれを使い分けながら今後農業がしやすい担い手の育成ということに力を入れていきたいということで、今回この制度を活用させていただきたいというものです。

○議長（山田厚司君） ほかに、質疑ありますか。

はい、5番。芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 8ページで、16目まち・ひと・しごと創生事業、12の委託料。その循環型社会構築事業委託で、9,761万7,000円なんですけど、先ほど説明があったわけですけど、ちょっと具体的な例を上げて、わかりやすく説明できますかね。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 昨日、仲田議員の説明の中でもちょっと若干触れさせていただいたところがございますけども、この循環型事業を通しまして、第1次産業の振興、それから林業、それから漁業を起点とした第1次産業、第2次産業、第3次産業、いわゆる第6次産業の振興を図り、雇用の創出、それから人口の維持を図っていきましょう事業でございます。具体的に申し上げますと、まず林業に関しましては、町内林業のまず状況把握を今年度行い、先ほど申し上げましたとおり6次産業化、林業の間伐材を使って別の産業に有効活用していくという可能性を今年度は調査をしていきます。

それから漁業につきましては、ICT技術を活用したDX定置網プロジェクト、それから

大学と連携した漁業の改革、研究を実施していきたいというふうに考えております。養殖業につきまして、町内で実現可能な養殖対象魚種等の調査及び方法についてを研究をいたします。観光については、第1次産業と観光業を組み合わせた観光コンテンツの作成、それからプラットフォームの構築等を行っていきたいと考えております。

最後、人材育成になりますけども、事業推進に必要な人材の採用と人材育成、それから先ほど申しあげました、林業、漁業、養殖業、観光業等を行っていくんですが、そちらのほうの連絡調整等を行い、この1、2、3、4、5つの事業を専門家等にお任せをしながら、今年度から3か年をかけて進めて行くということでございます。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に9ページ、児童福祉、2目の児童福祉措置費ですか。負担金補助金のところで、1人当たり5万円ですか、出るということなんですけど、その条件が住民税非課税ということなんですけど、あとほかに制限とか、ひとり親とかそういうことは制限はないんですか。それとこの対象世帯というのは、何軒ぐらいになりますか。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） ひとり親世帯とかの制限はありません。いちおう住民税非課税の子育て世帯という恰好になっております。これが所得の関係で6月に正式な所得が出ますので、はっきりした人数がわかりますけども、令和3年の3月31日現在でやりますと、住民税非課税の子育て世帯ということで対象となる方が、おおよそ70名を想定しております。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 11ページの6款1項4目観光施設費ライフセーバーに委託100万円があるんですけども、コロナ禍でこの海水浴場を開くということもなかなかたいへんだと思うんですけども、今年ほどの海水浴場を開くつもりで、このライフセーバーの委託をどこにするのか教えてください。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 海水浴場の開設に関してですけれども、最終的には6月中に夏季対策委員会を開催しますが、そこでのご意見と、ライフセーバーがやはり確保できるかというのを今調査をしております、その確保の状況により、いくつ開設するかということを決定的にすることになります。ただ、夏の期間、海水浴場として今町内に9つ海水浴場がご

ございますけど、開設しない場合に、バーベキューであるとか、ジェットスキーの関係で過去に地域とトラブルが発生した例もございますので、昨年度は町内の9か所の海水浴場は開設はしましたけれども、遊泳禁止という措置を取らせていただきました。今年度についても、一応ライフセーバーについては、6か所を配置をする予定でございますが、海水浴場は9か所開設し、そのうち6か所配置できるかという問題もございますので、そのへんは今後協議しながら進めていきたいかなというふうに考えております。基本的には9か所すべて開設する方向で検討はしております。

○議長（山田厚司君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 去年は予約して、なんか海水浴場に駐車場の数、駐車券を発行して予約した方、民宿にお泊りなった方のみ海水浴ができるというようなことで去年はやったと思っておりますけど、今年はどうなんでしょう。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける海水浴場として調査したところ、浜の面積に対する利用者数で割りかえますと、田子の瀬浜の海水浴場だけが面積に対して利用者が多いので、そこについては何かしらの制限を加えないとソーシャルディスタンスが保てないという状況がございましたので、その海水浴場については、昨年度は予約制を取らせていただきました。今年度につきましても状況は変わっておりませんので、一応インターネット活用した予約制をしいて、またやりたいということで現在考えているところであります。ほかの海水浴場については、特に規制を設ける予定はございません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

1番。松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 8ページの2款総務費16まち・ひと・しごと創生事業、委託料の循環型社会構築事業委託の部分で、先日全員協議会でいただいた資料だと予算が9,721万7,000円ということだったんですけど、今回いただいた資料だと、9,761万7,000円ということで、9,761万7,000円の数字でよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司君） 今回計上しました9,761万7,000円が正規の数字でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですね。

ほかに、質疑ありますか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先ほど堤議員が質問したライフセーバーのところですけども、当初の先ほどのまちづくり課長の説明だと、そのまま当初の計画どおりやると。ただここに来て、100万円ライフセーバーが増額した理由は述べられていないので、それをお願いします。

○議長（山田厚司君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その件につきましては、そのだいぶ前に説明をしているかというふう
に思うんですけど、残暑の期間がありまして、今までですと第3週の日曜日で終わりにして
いたけれども、そののちお客さんが来る状況がありますので、一応そこも延長させていただ
けたらということと、7月の連休の土日の割り振りが年によって変わりがまして、そこをカバ
ーするためには、今既存の持っているライフセーバーの費用では賄うことができないので、
一応フルでライフセーバーをお願いするためには、最低この金額が必要になりますので、今
回増額補正をさせていただいたというものになります。

○議長（山田厚司君） よろしいですね。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のところで、私は実は伺おうと思っておりました。今町長がおっし
ゃったことは、おっしゃるとおり最初に総務課長がご説明いただいたところで、私は了解し
ておりましたが、この去年は残暑だったねとか、そういうようなことは、たぶん予算を組む
段階でもうわかっていたと思うんです。

○議長（山田厚司君） 同じライフセーバーのことで。

○3番（仲田慶枝君） はい。そうです。今ライフセーバーのところでございます。わかっ
ていたと思うのです。なので、その時点で予算組として乗っけることは、私は可能だと思
うんですけども、先ほど私が包括支援のところと論点は同じでございますが、予算を組む
段階でもう少し緻密にというか慎重に組めば、このところなど。さっき包括支援のこ
とは理解できました。あのナースが退職なさったということで理解できましたが、今
回のこのライフセーバーのところは、あらかじめわかっていたことで当初予算に私は
組むことは可能だったのではないかと思います。予算を組む段階での緻密性とい
うか、もう少し慎重にというところは私は伺いたいと思います。

○議長（山田厚司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 当初予算を組む段階におきまして、コロナの状況というの

が、やはりたいへん厳しいということの中で、1日あたりのライフセーバーの数というのが、必要最低限の数しか確保が、もしかしたらできないという状況が見込まれました。その関係もございましたので、トータル的な予算といたしまして、日数的には確かに今の段階で延びた状況でございますけども、仮に延びたとしても、その金額さえ確保しておけば、対応取れるんじゃないかという状況もありましたので、一応そんな形で当初予算のほうは組ませていただきました。

ただ、今の現状といたしましては、ライフセーバーの数も、なんとか揃えられそうだというような予想がたちましたので、今回100万円を増額をさせていただいたというところでございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 12ページで改めてお聞きするんですけども、文教施設整備費で、この財源内訳でその他財源がすべてになっているんですが、このその他財源というのは、何のことを示しているのか、まず教えてください。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） こちらは、基金を充当する予定でやっております。基金です。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） いろいろあるんですけど、ふるさと納税基金を充当する予定なのか、その点をお聞きします。

○議長（山田厚司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君） その予定でおります。ふるさと納税の基金を利用する予定ということです。

○議長（山田厚司君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） なんで聞いたかというのと、文教施設整備費だけが、その他財源になっているんですよ。他のところの予算を見ますと、その他財源というのは、いろいろと見受けられるんですけどね、そういった点で当局のその他財源の内訳というのは、全部ふるさと納税基金をあてにして、この予算を組み立てているのか、そのへんをお聞きします。

5ページを参考にさせていただければ、よりわかりやすいかと思っておりますけども、その他財源

で合計9,387万6,000円というふうに総計出てるんですよね。このその他財源というのは、いろいろあると思うんですね、ふるさと納税基金だけではないと私は思うんですけども、先ほど、一番最初に聞いた文教施設整備費は5,400万円は、ふるさと納税基金をあてにとというか、財源を見ているということで、これでよろしいんですね。ほかのところはどういう振り分けをされているのか。教えてください。

○議長（山田厚司君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほどの5ページの財源内訳の関係でございますけども、その他財源の中で、ふるさと納税の財源がどれだけかということなんですけども、ふるさと納税以外の部分は3款の民生費、382万8,000円、これは包括支援センターからの事業収入です。4款の衛生費の13万6,000円、これは検診に伴う自己負担金です。これ以外の部分の8,991万2,000円がすべてふるさと納税からの財源となっております。

以上でございます。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第24号 令和3年度西伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第6、議案第25号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第25号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山田厚司君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第25号についてご説明いたします。

今回の主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が6月30日まで延長になったことに伴い、歳入につきましては今回の歳出に係る傷病手当諸費分を全

額県費補助金として計上したいものです。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、さらなる感染症拡大をできる限り防止するために、被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対しての傷病手当金を計上し、休みやすい環境を整備したいものでございます。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額、計の順で朗読させていただきます。

5款県支出金、100万円、9億2,315万1,000円。1項県補助金100万円、9億2,315万円。

歳入合計に100万円を追加し、12億3,100万円としたいものです。

歳出です。

2款保険給付費、100万円、9億944万3,000円。6項傷病手当諸費、100万円、100万1,000円。

歳出合計に100万円を追加し、12億3,100万円としたいものでございます。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に、歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。

歳入です。

5款1項1目保険給付等交付金、100万円、今回の歳出に係る傷病手当諸費分は特別調整交付金として全額県費補助金でまかなわれます。

歳出です。

2款6項1目傷病手当金、100万円。現在のところ、傷病手当の対象となる感染者の方や発熱等の症状があり、感染が疑われる方等おりませんが、100万円を計上しています。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第25号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須439番地の6

氏 名 鈴木 美和子

生年月日 昭和25年10月16日生

令和3年6月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案につきましては、現在人権擁護委員をお願いしております松下明美氏が本年9月30日をもって任期満了のため、後任として鈴木氏をお願いをしたいものでございます。

履歴につきましては、別途資料がついてございますので、ご覧をいただければと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（山田厚司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田厚司君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と認めることに決定しました。

◎請願第1号の上程、付託の省略、質疑、討論、採決

○議長（山田厚司君） 日程第8、請願第1号 小中一貫校及び認定こども園の建設に関する請願についてを議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（山田厚司君） これより、質疑を行います。

質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私は紹介者の人にちょっと質疑したいと思えます。紹介者についてですね、ちょっと言いたいことが。請願というのは、地方自治法第124条で請願は紹介議員が必要とされているわけですけど、この法律で定める目的というのは、陳情書等と差別化する、諮りね、請願を定義付けているわけですよ。従って紹介議員は、この議会に対して請願の信頼性を担保する責任があって、内容についてよく理解してなければ、賛同しなければならないということは常識ですよ。紹介議員は単なる仲介者ではありません。議員必携表記93条に紹介議員は説明を求められた場合には、これに応じなければならない。請願の趣旨や内容を説明し、質疑に対し答弁しなければならないとされています。まして今回署名活動をしているわけですから、活動の経緯、当然説明の範囲であり、希薄の答弁は勘弁してもらいたいと思えます。

以上のことを踏まえて質問したいと思えます。今回、先川は津波浸水区域外にかかっており、安全でないということがわかったわけですけど、候補地から先川は外れるということは、請願者は理解をしているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 紹介議員が答弁できますか。

質問者もう一度、質問したいことを、具体的に。

○5番（芹澤 孝君） 先川は、津波浸水区域内にかかっており安全でないことはわかったわけですから、今回、候補地から先川は外れるということは、請願者は理解しているのでしょうか。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 先川がという表現は、この請願書には一切なされておられません。津波浸水域よりも高い所に造るということですから、先川に固定した請願ではないと思っております。

○議長（山田厚司君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） じゃあ文面からすると、とにかく先に小中一貫校を、複式学級解消のために建てて、こども園は津波浸水区域外に建てるとしているわけですけど、こども園の候補地を示していないということは、こども園は後回しにしてもよいということによろしいですか。

○議長（山田厚司君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） こども園を後回しにしろということは、書いてありません。小中一貫校と切り離して、こども園は津波浸水区域外に建設することを求めます。ですから、分けて考えてくださいということがこの趣旨の一つであります。だから遅れてもいいとか、そういうことはいっさい書いてありません。

○議長（山田厚司君） よろしいですか。

ほかに、質疑ありますか。

○議長（山田厚司君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私は、この請願に対して不採択の立場で討論させていただきます。この災害時における安全確保と複式学級解消が請願の理由であるならば、西伊豆中学校跡地に小中一貫校を建設する必要はありません。分離型小中一貫校として、中学校は賀茂中に、小学校は田子小に統合すれば、より安全な確保ができるわけで事は足ります。西伊豆中学校跡地に小中一貫校を建設することは、計画では盛り土はしないので、約2.5メートルの津波浸水区域に校舎、体育館、運動場が存在することになり、非常に、非常手段として校舎階上に、または裏山に避難することがあるとはいえ安全が約束された土地ではありません。西伊豆中へ建設は安全と相容れないことで、要望は矛盾しています。

次に、少子化に伴う複式学級のためとしながら、小中一貫校、こども園を別に、建設を別に要望をしていますけど、小中一貫校とこども園を同一敷地に建てることは、総合施設でゼロ歳から15歳まで育てることになり、それに付随するメリットは、計り知れないものがあります。子育て世代に魅力ある総合教育施設を建てることは、町への定着、人口流失を食い止めることになり、少子化対策であり、複式学級に繋がっていることを理解していただきたい。

小中一貫校をとにかく先に仁科中学校跡地に建設とは、町の将来をあまり拙速なことは考えないでいただきたい。町の将来を左右する事業であり、単に安易な方向に進む拙速は避けなければならない、まちづくりとしては厳禁です。

しかし、盛り土の問題で不確かな情報、先川の津波浸水区域外の間違った情報を流布し、父兄に混乱を生じさせた当局の責任は重く、請願者の方々には、まことに気の毒です。しかしながら、今述べたように私の考えに相違が、相いれないものがありますので、私はこれを不採択としています。

○議長（山田厚司君） ほかに、討論ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はこの請願第1号、小中一貫校及び認定こども園の建設に関する要望書、これを採択すべきであるという立場で討論いたします。昨日の仲田慶枝議員の一般質問の中でも明らかなように、小中一貫校の建設については、現時点ですでに約1年遅れております。遅れることによるリスクについては、令和6年度末までに建設が完了しないと、合併特例債を使っても19億円あまりの資金調達ができなくなり、町の負担が約4億600万円増額になる見込みであるとの町長答弁がありました。

文教施設再編の中で、小中を統合し、小中一貫校として建設することについては、すでに議会も認めているところであり、資金面に加えて複式学級の解消や通学時間の負担解消など一刻も早い建設着手が望まれるところであります。

また、認定こども園の高台移転については、東日本大震災からの教訓を踏まえ、一番の災害弱者である乳幼児の通うこども園は、地震が起きても津波が来ても逃げる必要のない津波浸水区域外へ建設することはPTAや教育関係者、我々にとっても、長年の悲願であります。さらに付け加えれば、法規制をはじめ仁科小学校解体時に、グラウンドが使用制限されること、乳幼児と中学生の生活環境のギャップなど、同一敷地への建設には幾多のクリアし難い問題が多々あります。よって、小中一貫校の建設とこども園の建設は切り離すべきとの本請願は、採択されるべきものであると考え、本案に賛成いたします。

○議長（山田厚司君） ほかに、討論ありますか。

○議長（山田厚司君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

○議長（山田厚司君） これより、請願第1号 小中一貫校及び認定こども園の建設に関する請願についてを採決します。

請願第1号 小中一貫校及び認定こども園の建設に関する請願を、採択することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山田厚司君） 挙手多数です。

従って、請願第1号は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時49分

◎選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（山田厚司君） 休憩を解いて、再開します。

日程第9、選挙第7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県 後期高齢者医療広域連合議会については、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することになりますので、ご承知ください。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

[議場を閉める]

○議長（山田厚司君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、9番堤和夫君、1番松田貴宏君を指名いたします。

○議長（山田厚司君） 候補者名簿は事前に配布してありますので、ただちに投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

○議長（山田厚司君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○議長（山田厚司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

○議長（山田厚司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

9番堤和夫君、1番松田貴宏君。

開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山田厚司治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票10票。

無効投票0票です。

有効投票のうち、藤井要君7票、増山勇君3票。

以上のとおりです。

○議長（山田厚司治君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山田厚司君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山田厚司君） お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山田厚司君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（山田厚司君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和3年第2回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

散会 午後12時00分